

議案第 号

市道路線の認定について

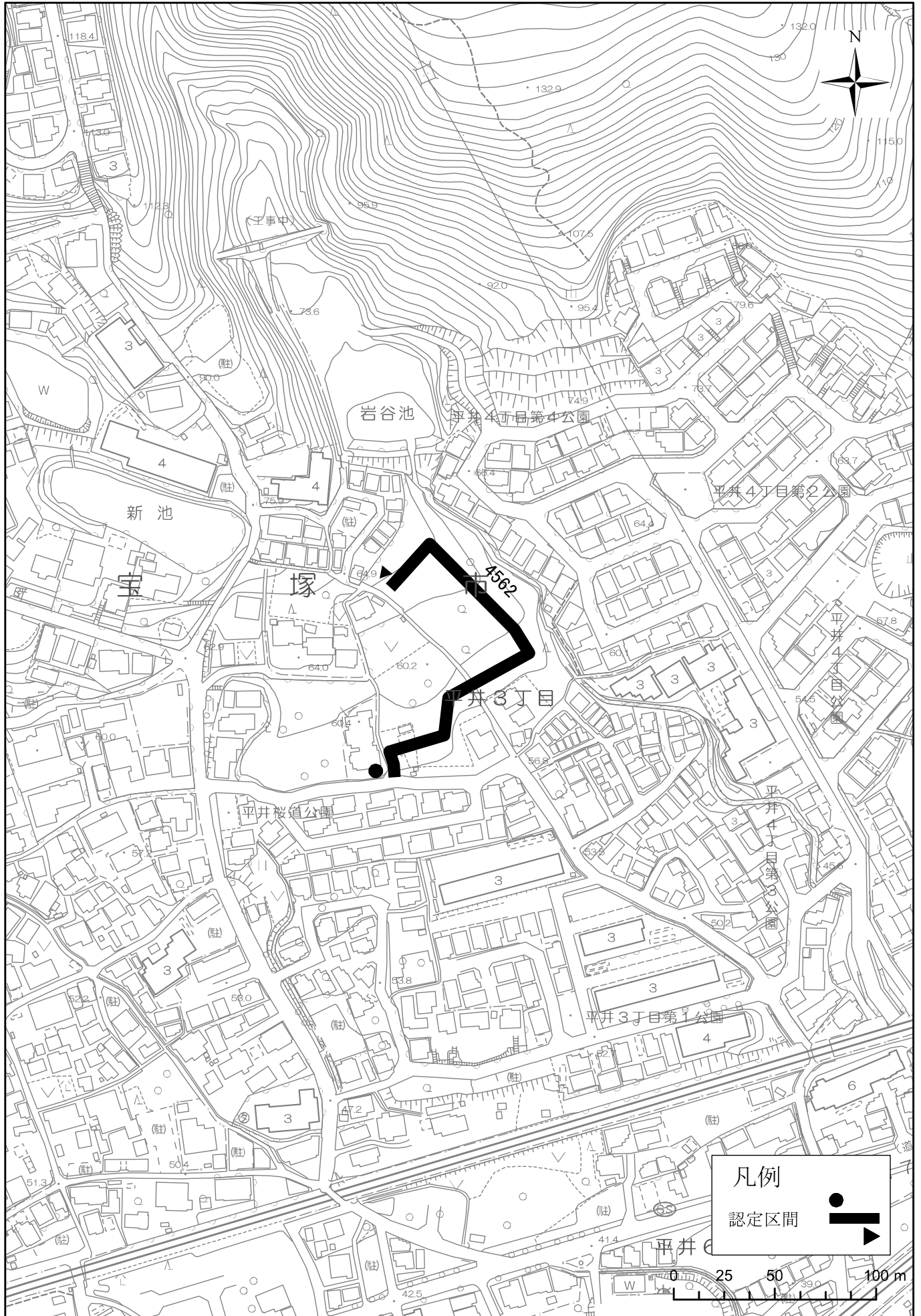
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4562	4562号線	起点	平井3丁目160番2		m	m
		終点	平井3丁目170番23		206.45	最大 6.00 最小 6.00

議案第 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



市道路線の認定について  
市道路線の平面図・写真

都市経営会議資料  
都市安全部 道路管理課



議案第 号

市道路線の認定について

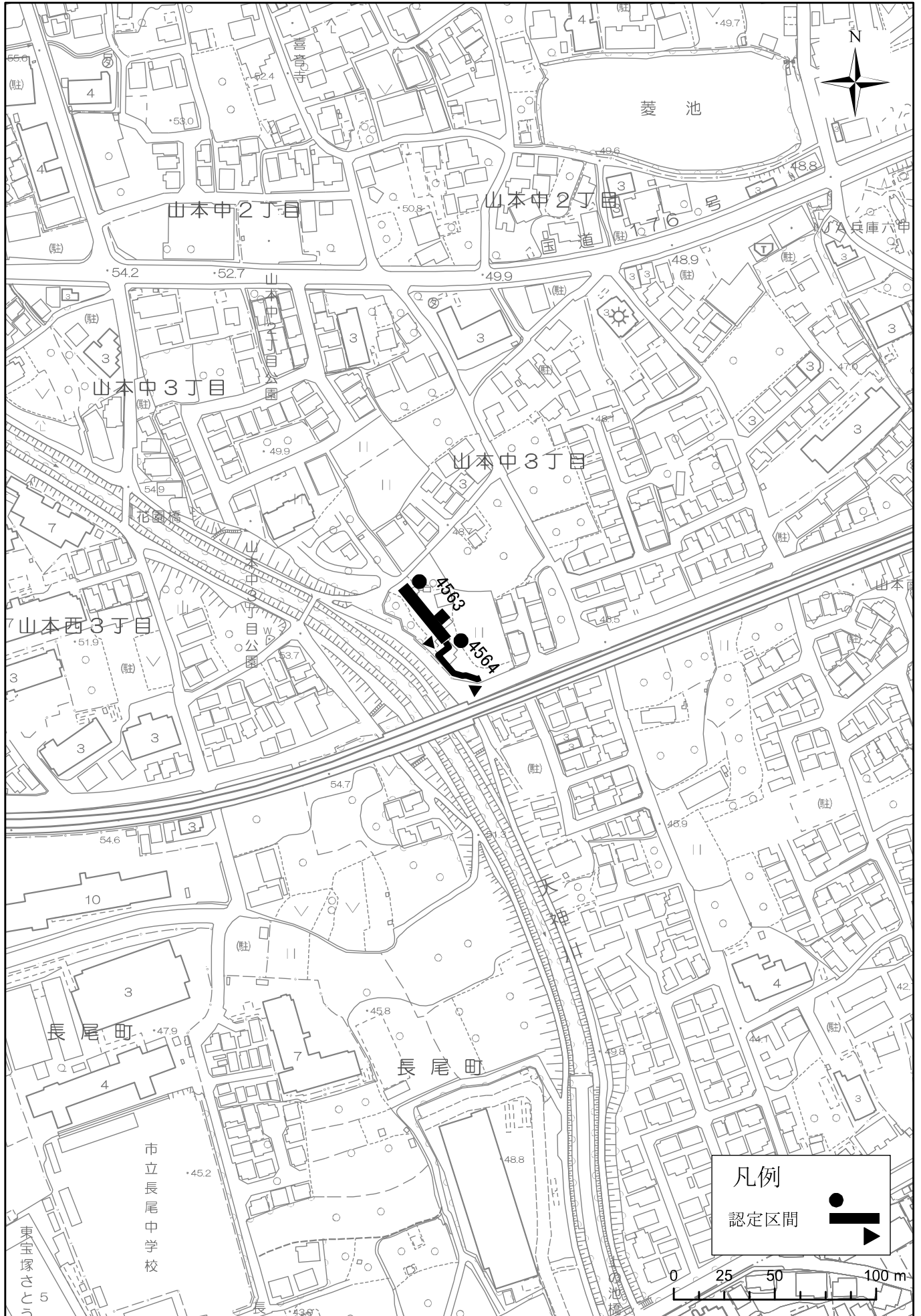
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

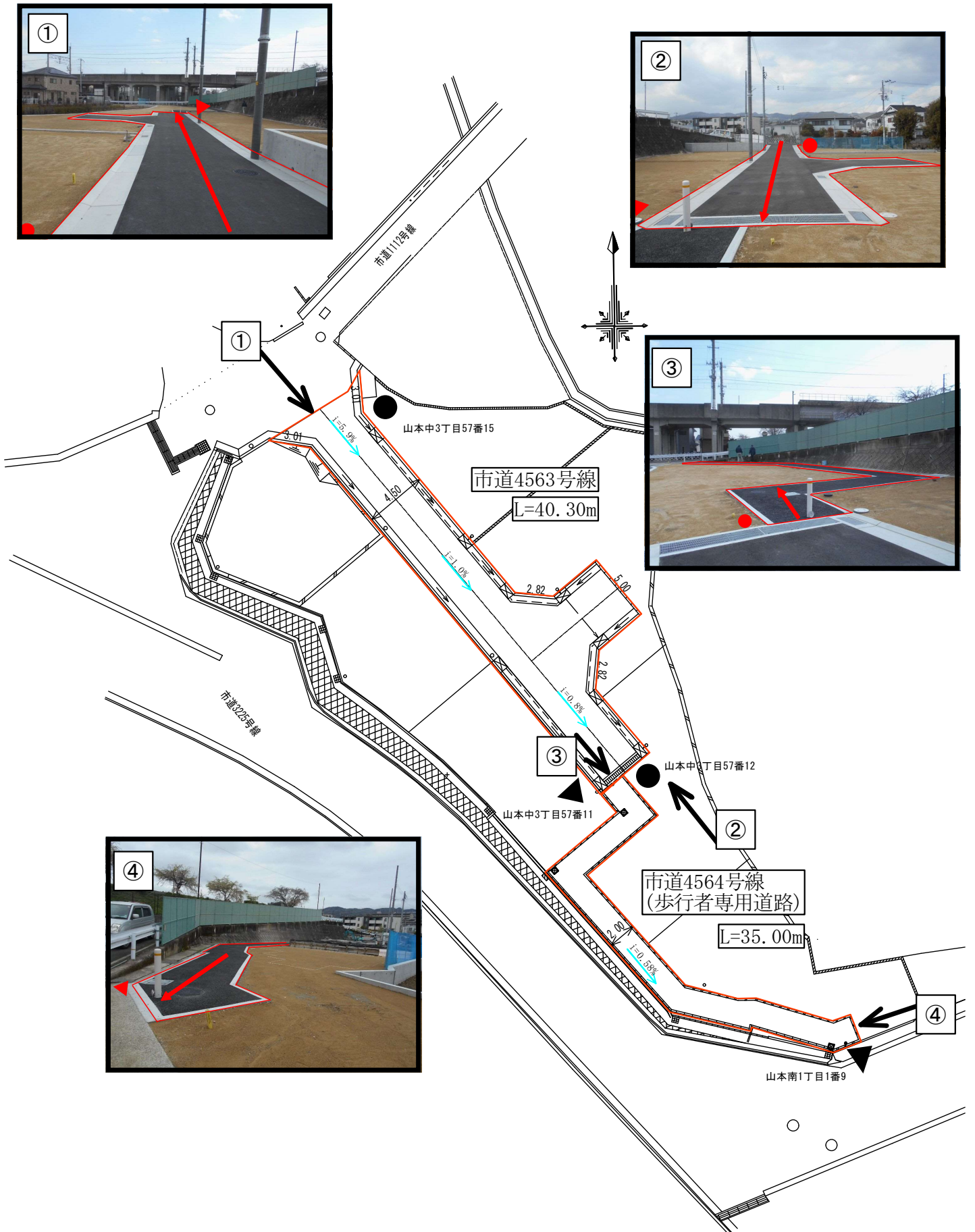
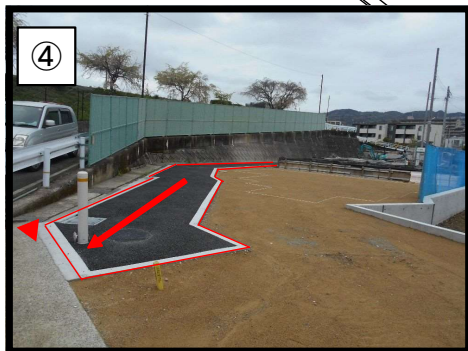
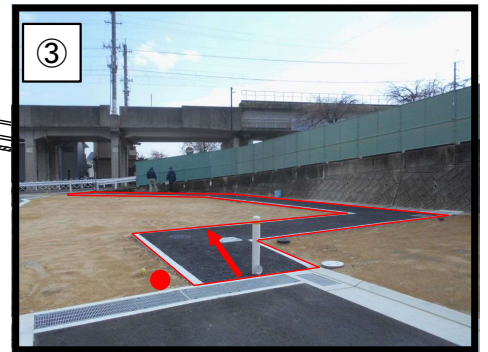
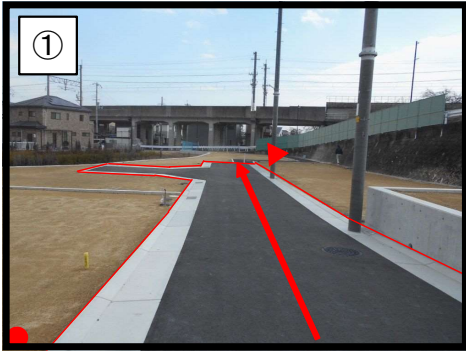
令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4563	4563号線	起点	山本中3丁目57番15		m 40.30	m 最大 5.00	
		終点	山本中3丁目57番11			最小 4.50	
4564	4564号線	起点	山本中3丁目57番12		m 35.00	m 最大 2.00	歩行者 専用道路
		終点	山本南1丁目1番9			最小 2.00	

議案第 号  
市道路線の認定について  
認定路線図





議案第 号

市道路線の認定について

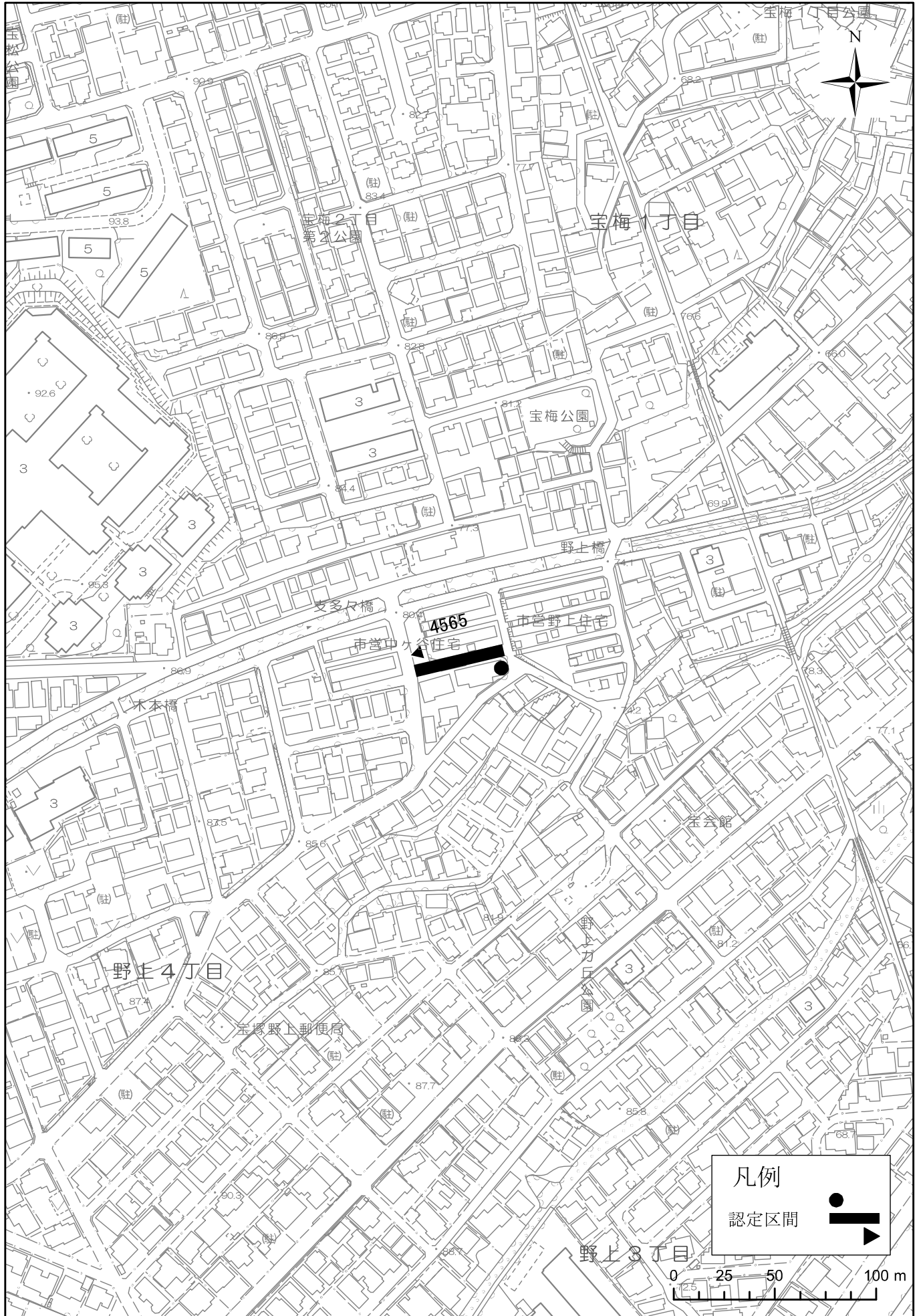
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

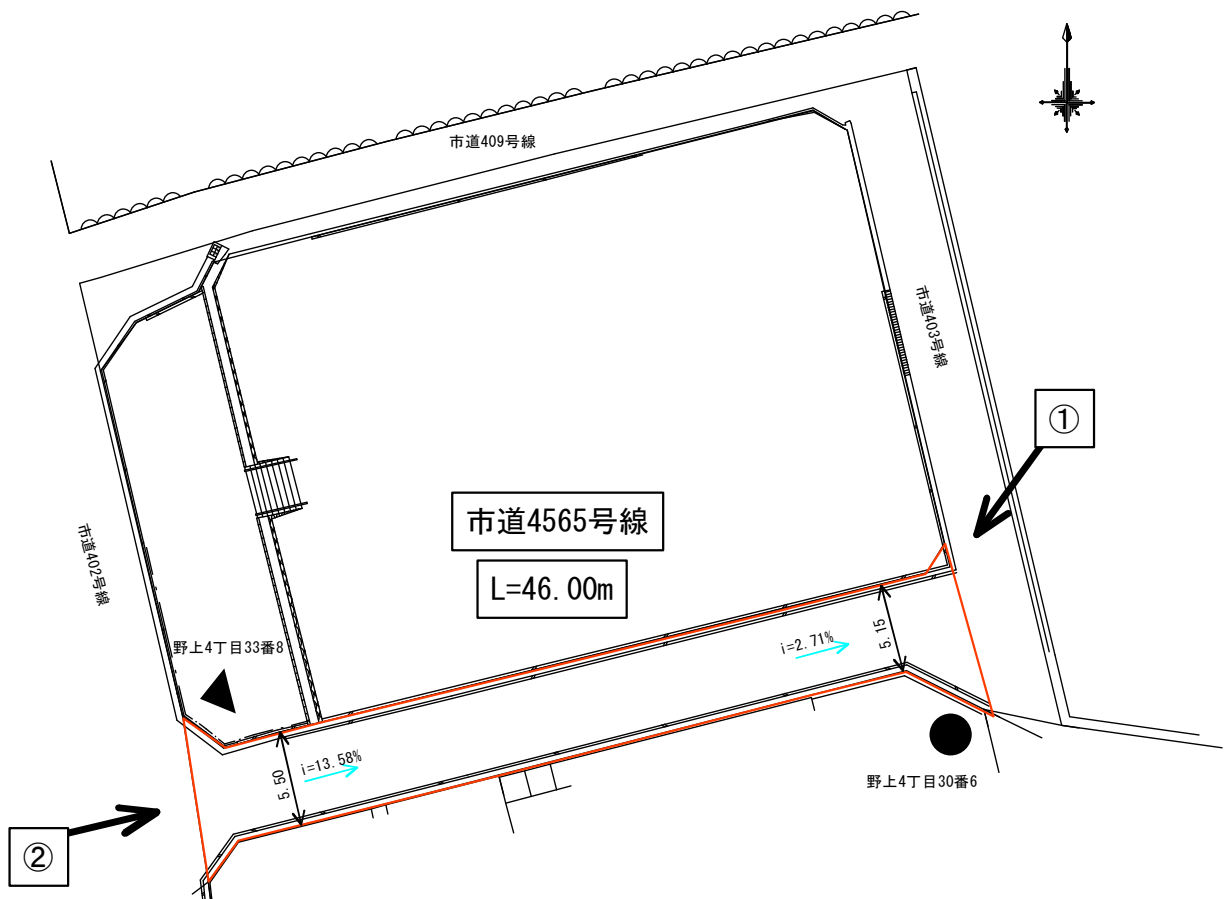
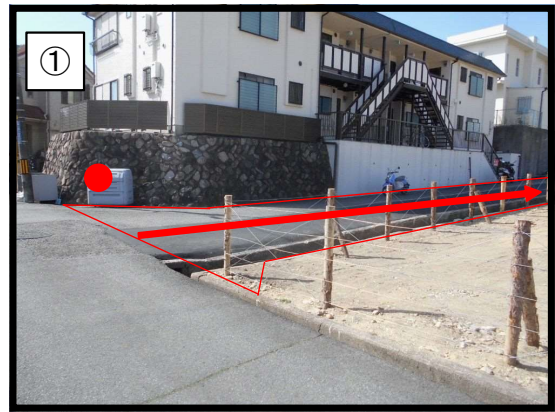
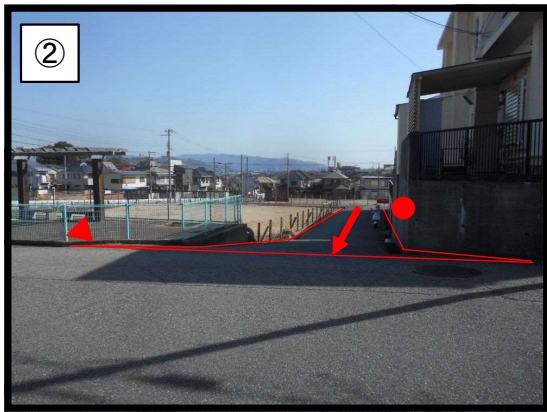
整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4565	4565号線	起点	野上4丁目30番6		m	m
		終点	野上4丁目33番8		46.00	最大 5.50 最小 5.15

議案第 号  
市道路線の認定について  
認定路線図





市道路線の認定について  
市道路線の平面図・写真  
都市経営会議資料  
都市安全部 道路管理課



議案第 号

市道路線の認定変更について

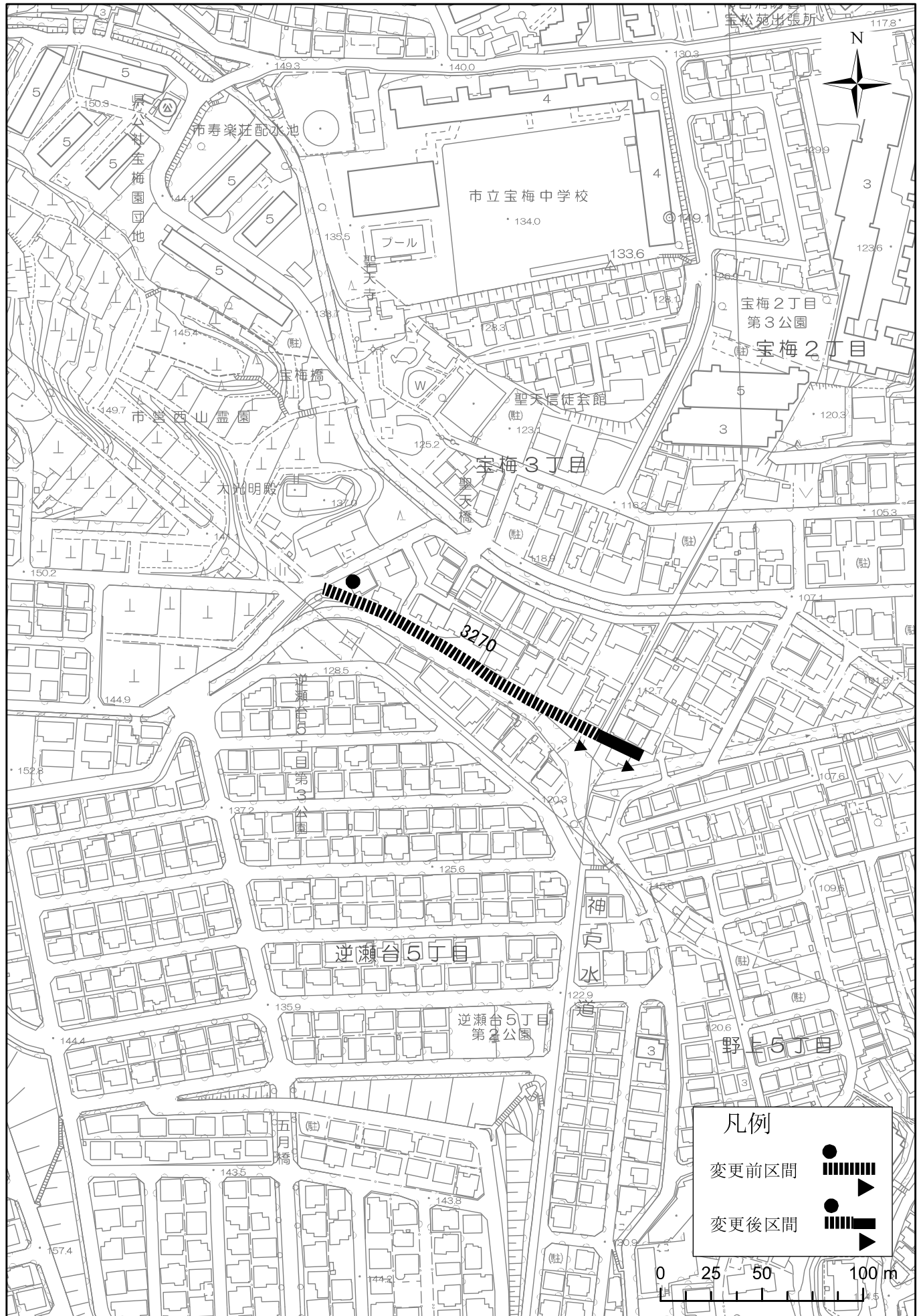
次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

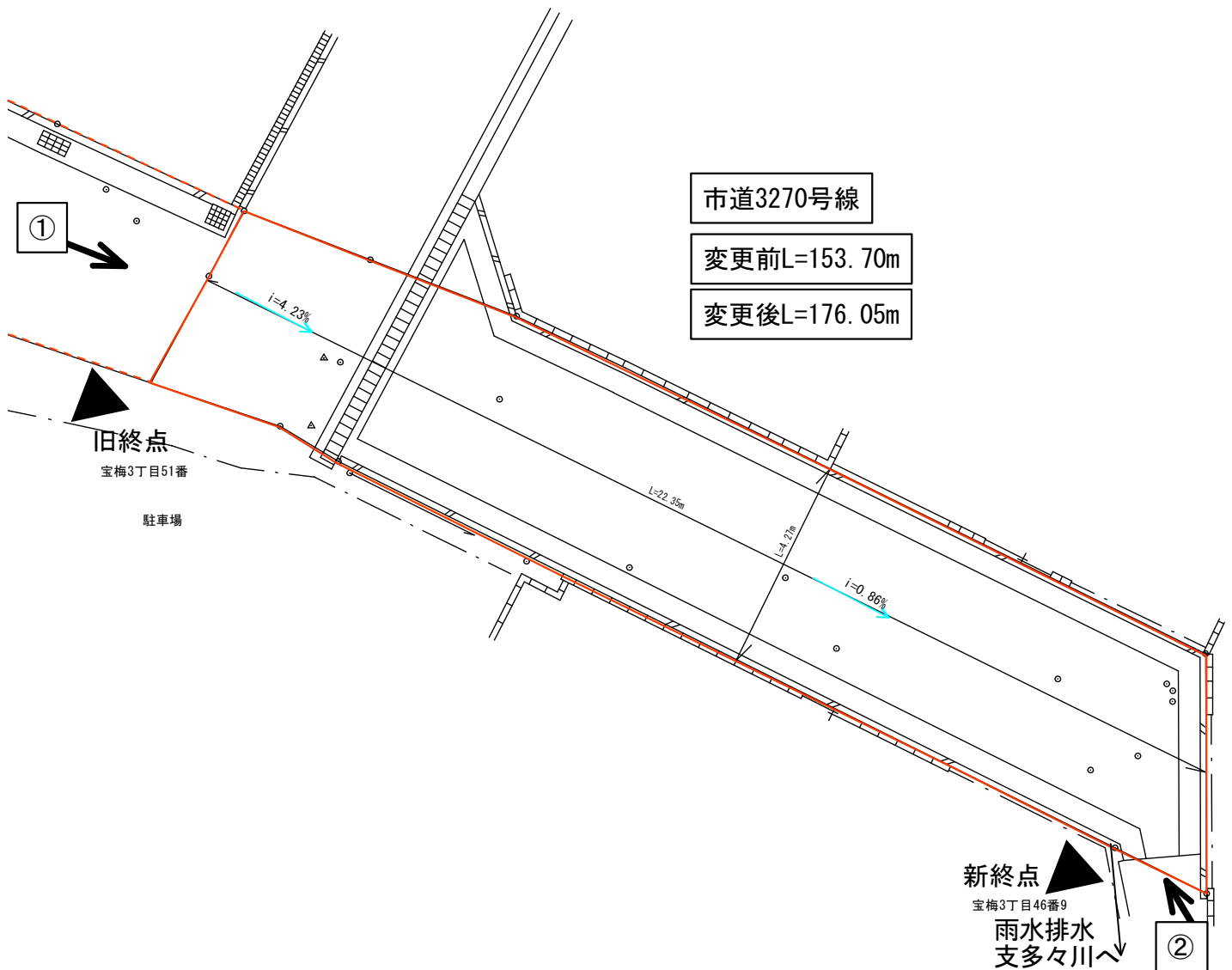
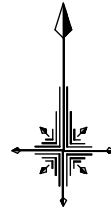
整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
3270	変 更 前	3270号線	起 点	宝梅3丁目53番1		m 153.70	m 最大 4.90
			終 点	宝梅3丁目51番			最小 2.30
	変 更 後	3270号線	起 点	宝梅3丁目53番1		m 176.05	m 最大 4.90
			終 点	宝梅3丁目46番9			最小 2.30

議案第 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



市道路線の認定変更について  
市道路線の平面図・写真

都市経営会議資料  
都市安全部 道路管理課



議案第 号～第 号 市道路線の認定について

資料1 提出議案一覧表

議案 番号	路線 番号	起終点地番 土地の表示		延長(m)		設備	備考	
		帰属者(起業者)又は寄付者の住所		幅員	最大			舗装
		帰属者(起業者)又は寄付者			最小	側溝		
4562		平井3丁目160番2 ～ 平井3丁目170番23		206.45		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属	
		平井3丁目160番4、150番4、170番1、170番2		最大	6.00			あり
		川西市小花2丁目10番2号プライムコート川西		最小	6.00			あり
		たいせい住宅兵庫株式会社						
4563		山本中3丁目57番15 ～ 山本中3丁目57番11		40.30		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属	
		山本中3丁目57番5		最大	5.00			あり
		宝塚市小浜3丁目11番11号		最小	4.50			あり
		株式会社三和建設						
4564		山本中3丁目57番12 ～ 山本南1丁目1番9		35.00		アスファルト	都市計画法第39条の管理引継及び同法第40条第2項による土地の帰属 (歩行者専用道路)	
		山本中3丁目57番5、山本南1丁目1番16		最大	2.00			あり
		宝塚市小浜3丁目11番11号		最小	2.00			なし
		株式会社三和建設						
4565		野上4丁目30番6 ～ 野上4丁目33番8		46.00		アスファルト	市営中ヶ谷住宅の廃止に伴う道路部分の管理引継	
		野上4丁目33番9		最大	5.50			あり
		—		最小	5.15			あり
		—						
3270		変更前 宝梅3丁目53番1 ～ 宝梅3丁目51番		変更前 153.70		アスファルト	平成7年寄付による権原取得及び神戸市水道局用地の管理協定締結の為	
		変更後 宝梅3丁目53番1 ～ 宝梅3丁目46番9		変更後 176.05				
		宝梅3丁目46番1外		最大	4.90			あり
		—		最小	2.30			あり
		—						

議案第 号から第 号まで

市道路線の認定及び認定変更について  
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。